

「充実した中学校生活にするために」新旧表

令和5年1月17日
越前町立宮崎中学校

旧	⇒ 新 （令和5年2月1日から試行・4月1日から施行）
＜制服の下＞ 男女とも白の汗とり用下着を着用する。	＜制服の下＞ 制服から透けても目立たない色の下着やTシャツ等 (下着の色は白という指定を削除)
靴下は、白色で、装飾はワンポイントまで。 くるぶしが見えるような短いものは不可。 ストッキングやタイツ、レギンスを着用してもよい。(色は黒・ベージュ)	靴下、タイツ、レギンスは、「 <u>白・黒・紺系</u> 」の色。 ワンポイントやラインの装飾はよい。 <u>長さの指定はしない。</u>
防寒着は、黒、紺、茶(ベージュ)、灰、白を基調としたもので、華美でないもの。	防寒着や防寒具(マフラー・ネックウオーマー・手袋・帽子等)について <u>色や模様</u> の指定はない。
通学用のはきものは、 学校指定の白ズックとする。	通学用のはきものは「 <u>通学に支障のない歩きやすいもの</u> 」 スニーカー、スポーツシューズ、通学用靴など。 (学校指定を削除)
屋外体育は学校指定のもの	屋外体育はスポーツ用のシューズ(<u>学校指定を削除</u>)
＜髪型＞ ・男子は、前髪は眉を越えない程度の長さとする。後ろ髪は襟にかからない。横も耳が見えることとする。 ・女子は前髪は眉を越えない程度の長さとする。後ろ髪は襟にかからない。眉を越えたり襟にかかったりする場合はヘアピンでとめたり、ゴム紐で結んだりする。 ・ゴム紐、ヘアピンは黒・紺・茶など目立たない色のものとする。 ・リボン、ヘアバンド、飾りピンなどの装飾的なものは使用しない。 ・流行を取り入れた特別な髪型にしない。	＜髪型＞ 3つのマナーに心がける。 ◇活動の妨げにならない。 (学習・スポーツに適している。) ◇清潔感がある。 ◇他人に不快な思いをさせない。
眉毛に手を加えて、剃って細くしたり、抜いたりしない。	眉毛に手を加える場合は整える程度にする。
整髪料は使用しない。	整髪料を使用する場合は髪を整える程度にする。
セカンドバックは色・デザインが派手でないもの、チャックで閉めることができるものとする。	セカンドバックは学校生活に必要な用具を入れるのに適したものを使用する。(色・デザインのきまりを削除)
	カバンやサブバックに、一つずつ、キーホルダー等をつけてよい。
＜保護者同伴でない場合は不可＞ ・校区外(宮崎地区外)への外出 ・外泊 ・18時以降(冬期は日没以降)の外出	生徒だけで校区外に出かけるときは、家族に、行き先、用件、帰宅時間、同伴者、連絡手段、移動手段を伝え、許可を得る。 親戚や友だちの家に宿泊する場合は、必ず双方の家庭の許可を得る。 生徒だけでは夜間の外出をしない。
通学用自転車の色は黒シルバーまたはそれに近い色。	通学用自転車 <u>の色</u> の指定を削除する。